

公判の状況

公判はこれまでに6回行われた。1回目では令和元年7月4日起訴分の審議、2回目では令和元年7月25日起訴分及び8月15日起訴分の審議、3回目では令和元年9月20日起訴分の審議、4回目では令和元年10月17日起訴分の審議、5回目では令和元年12月20日起訴分の審議が行われた。

1回目から5回目までの公判では、それぞれの起訴に対しての起訴状朗読、公訴事実に対する罪状認否、冒頭陳述が行われ、被告側はすべての起訴内容に対して認否を明らかにしなかった。

6回目では、公訴事実に対する被告人の意見、検察官から証拠説明、これまでの起訴内容の罪状認否が行われ、被告側はこれまでの起訴内容について概ね認める結果となった。

(1) 第1回公判

令和元年8月29日(木)、さいたま地方裁判所A棟第404号法廷で行われ、令和元年7月4日の起訴について審議された。

【起訴状朗読の概要】

被告人は平成27年1月20日頃、福祉事務所において職員に対して、「あのお金は、オレオレ詐欺をやっている高額詐欺グループの金らしい。特捜があのお金を押さえないって言うてる。200万くらいは押さえないらしい。預かっている中から200万用意できるか。自分が厚労に行くときに特捜に持っていくから渡してもらえるか」などと嘘を言い、人を欺いて200万の交付を受けた。

起訴状朗読後、被告側から起訴内容について認否保留が述べられ、裁判長は認否保留について承諾し閉廷した。

(2) 第2回公判

令和元年10月1日(火)、さいたま地方裁判所A棟第404号法廷で行われ、令和元年7月25日の起訴、8月15日の起訴について審議された。

【7月25日の起訴状朗読の概要】

被告人は平成27年5月14日頃、「特捜から生活保護受給者の500万円出せとの話がきた。今日、特捜に500万円を持って行く。」と職員を誤信させ、現金500万円の交付を受けた。また、同年11月11日に、「特捜から生活保護受給者の預かりもの全部を押さえないと言っている。現金、通帳を用意してくれ。」と職員に指示し、48万10円の交付を受けた。

【8月15日の起訴状朗読の概要】

被告人は平成28年3月31日に福祉事務所が高齢者夫婦から預かった300万円を受け取り、自己の費消のため、300万円のうち280万円を自己の口座に振込預金し、併せて自己の目的で20万円を消費し、300万円を横領した。

起訴状朗読後、被告側から前回同様に認否保留が述べられ、認否保留となった。

(3) 第3回公判

令和元年11月5日(火)、さいたま地方裁判所A棟第404号法廷で行われ、令和元年9月20日の起訴について審議された。

【起訴状朗読の概要】

被告人は、平成28年3月31日に市が預かった高齢者夫婦のキャッシュカードを不正に利用し、27回にわたり現金自動預け払い機から現金1,350万円を窃取した。

起訴状朗読後、被告側から前回同様に認否保留が述べられ、認否保留となった。

(4) 第4回公判

令和元年12月3日(火)、さいたま地方裁判所A棟第404号法廷で行われ、令和元年10月17日の起訴について審議された。

【起訴状朗読の概要】

被告人は、平成14年12月頃、当時和光市保健福祉部長寿あんしん課統括主査として担当していた高齢者男性から預かった銀行のキャッシュカードを不正に利用し、21回にわたり現金自動預け払い機から430万円を窃取した。

起訴状朗読後、被告側から前回同様に認否保留が述べられ、認否保留となった。

(5) 第5回公判

令和2年1月15日(水)、さいたま地方裁判所A棟第404号法廷で行われ、令和元年12月20日の起訴について審議された。

【起訴状朗読の概要】

被告人は高齢者夫婦のキャッシュカードを不正に利用し、104回にわたり現金自動預け払い機から5,150万円を窃盗した。

起訴状朗読後、裁判長から被告側に確認を取ったところ、前回同様、認否保留となった。また、裁判長から検察官に対して追起訴の確認をしたところ、追起訴は完了となった。

次回は認否、証拠意見、検察官の立証まで行うこととし、閉廷した。

(6) 第6回公判

令和2年2月27日(木)、さいたま地方裁判所A棟第404号法廷で行われ、認否、証拠意見、検察官の立証について審議された。

冒頭に、被告人は和光市の福祉行政の関係者に対して謝罪の意を述べた後、それぞれの起訴内容に対して発言した。

① 令和元年7月4日付け起訴分

福祉事務所が預かった一部200万円を職員に嘘を言って受け取ったことは間違いなく自己費消したものである。ただし、だまし取ったという認識はないものである。

② 令和元年7月25日付け追起訴分

職員に指示し生活保護受給者の口座から400万円を出金させたこと。500万円を受け取ったことは概ね記載のとおりであるが、だまし取ったという認識を持っていないものである。

③ 令和元年8月15日付け追起訴分及び10月15日付け追起訴分

記載のとおり、場所及び430万円を費消したことは間違いのないものである。

④ 令和元年9月20日付け追起訴分及び12月20日付け追起訴分

いずれも概ね記載のとおりであるが、1,000万円は本人(口座名義人)に渡したと記憶している。

その後、検察官の犯罪事実に関する立証が行われた。

今後の協議について、裁判長から被告側に対して、証拠内容について概ね認めることの確認がとられ、次回は令和2年4月30日に情状関係において立証を行うこととして閉廷した。